

◇佐賀市工場立地法準則条例（仮称）の制定について

1 工場立地法について

工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場を対象に緑地面積等について規制する法律です。

○届出が必要な工場（特定工場）

- ・業種：製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）
- ・規模：敷地面積9,000㎡以上または建築物の建築合計面積3,000㎡以上
- ・規制：生産施設面積（業種に応じて全国一律の基準）
緑地※1面積、環境施設※2面積（国の定める範囲で条例により設定可能※3）

2 制定理由

本市では、工場立地法に基づく緑地率等については、国が定める準則（緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上）を基本として、工場立地特例対象区域※4のみ条例で引き下げ（緑地面積率10%以上、環境施設面積率15%以上）を行い、運用してきました。

近年、全国的に企業の進出や工場の増改築を希望する動きが増えており、企業誘致活動の重要性も大きくなっています。

今回条例を制定し緑地面積率等の引き下げ区域等を拡大することで、土地利用効率の改善と維持管理にかかる負担を軽減することで生産性の向上を図り、**市内企業の増築・設備更新を促進**、また、新たに整備する**産業団地の魅力を高める**ことを目的としています。

なお、この条例の制定に伴い、「佐賀市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」（平成20年佐賀市条例第4号）は廃止します。

3 制定内容

現 行	区域	市街化区域		市街化調整区域 都市計画区域外		
		市内一般			工場立地特例 対象区域	
	緑地面積の割合	20%以上			10%以上	
	環境施設面積の割合	25%以上			15%以上	
	重複緑地算入率 ^{※5}	25%以下			(特例なし)	
制 定 案 ^{※7}	区域	市街化区域		市街化調整区域 都市計画区域外		
		住居・ 商業等地域	準工業地域	工業専用地域 工業地域	用途の定めのない地域	
		第一種区域 ^{※6}	第二種区域	第三種区域	第四種区域	
	緑地面積の割合	20%以上	10%以上	5%以上	5%以上	
	環境施設面積の割合	25%以上	15%以上	10%以上	10%以上	
重複緑地算入率	25%以下	50%以下				

4 条例の施行予定日

令和8年7月1日（予定）

<注>

- ※1) **緑地**：樹木が生育する区画された土地、低木又は芝その他の地被植物で表面が覆われている土地等
- ※2) **環境施設**：広場、太陽光施設などの周辺の地域の生活環境の保持に寄与する施設（緑地を含む）
- ※3) 工場立地法第4条の2、地域未来投資促進法第9条
- ※4) **工場立地特例対象区域**：地域未来投資促進法に基づく「基本計画」に定める区域。佐賀市では、久保泉工業団地、久保泉第2工業団地、佐賀大和IC工業団地、佐賀市県営産業用地（仮称）の4つの工業団地が該当している。
- ※5) **重複緑地**：緑地と緑地でない施設が重複した施設（緑化駐車場、壁面緑地など）
重複緑地算入率：緑地面積に算入できる重複緑地の割合
「敷地面積×緑地面積率の下限×重複緑地算入率」が上限。
- ※6) 第一種区域は規制緩和の対象外（現行のまま）とする
- ※7) 各区域の区分と面積割合は、「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」（H10.1.12 大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号）に準拠

	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合	(百分の二十超百分の三十以下)以上	(百分の十以上百分の二十五以下)以上	(百分の五以上百分の二十未満)以上	(百分の五以上百分の二十五以下)以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	(百分の二十五超百分の三十五以下)以上	(百分の十五以上百分の三十以下)以上	(百分の十以上百分の二十五未満)以上	(百分の十以上百分の三十以下)以上